

介護保険の利用者負担の一部は、医療費控除の対象になります

介護保険を利用して支払ったサービスの自己負担額の一部は、所得税を計算する際の医療費控除の対象となります。

対象となるもの

介護保険を利用して支払ったサービスの自己負担のうち、医療費控除の対象となるものは、次の通りです。

- ① 指定介護老人福祉施設サービス費（介護費および食費）に係る自己負担額として支払った額の二分の一
- 指定介護老人福祉施設が利用者に対して発行する領収書には、医療費控除の対象となる金額が記載されています。なお、介護保険制度開始以前から措置されている方は、対象となりません。
- 介護老人保健施設、または指定介護療養型医療施設の施設サービスについては、介護保険制度開始以前から、医療費控除の対象となっています。
- ② 一定の居宅サービスの自己負担額
- 居宅サービス計画に基づき、医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーシ

- ョン、短期入所療養介護と併せて利用する訪問介護（家事援助中心は除きます）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護に係る自己負担額。
- 医療系サービスについては、介護保険制度開始以前から対象となつていません。
- ③ 六カ月以上寝たきりの方のおむつ代

- 初めて、おむつ代について医療費控除を受ける方は、治療している医師が発行した「おむつ使用証明書」と支出したおむつ代の領収書が必要です。
- おむつ代について、医療費控除が二年目以降である方については、「おむつ使用証明書」の代わりとして、市が発行する「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」または「主治医意見書の写し」と、支出したおむつ代の領収書が必要です。
- ※なお、介護保険料は、社会保険料控除対象のため、医療費控除の対象にはなりません。

控除の方法

医療費控除は申告制です。確定申告の際に、領収書などの必要書類を持参の上、申告しなければ控除を受けることはできません。医療費控除の計算式は、次の通りです。

$$A = (\text{その年に支払った医療費}) - (\text{医療費を補てんする保険金などの金額})$$

$$B = (\text{合計所得金額} \times 5\%) \text{ または } (10\text{万円})$$

のうち、少ない方の金額

$$A - B = \text{医療費控除 (ただし、最高200万円まで)}$$

問合せ

いきいき推進課
直通 ☎ 982・5119

◎ 老人医療受給者の方へ

◎ 老人医療受給者の方の一部負担金等が、平成14年10月から、次の通り変更になりました。

対象者

本人および配偶者の市民税所得割課税標準額が47万円以下で老人保健法に該当しない、68・69歳の市内在住者

変更内容

一部負担金が医療費の1割になりました。ただし、1カ月の一部負担金の合計が、右表の一定額を超えた場合は、市に申請すると超過額が払い戻されます。

なお、表中の※減額認定とは、市民税非課税世帯で扶養を受けていない方が対象となる減額制度で、市あての認定申請が必要です。

	自己負担限度額 (入院した場合)	外来のみの 場合
一般の受給者	40,200円	12,000円
※減額認定を受けている方	24,600円	8,000円

例えば（一般の受給者の方の場合）

同じ月に入院と外来をし、入院40,200円・外来5,000円分の領収書を添付して申請した場合、下記の通り5,000円の償還払いとなります。

$$40,200\text{円} + 5,000\text{円} - 40,200\text{円} = 5,000\text{円}$$

入院負担分 外来負担分 自己負担限度額 払い戻し額

※県外で受診された場合は従来通り申請し、支給決定後上記の高額医療制度を適用します。

問合せ 国保年金課 直通 ☎ 982・5116

